三重県専修学校高等課程修業奨学金の申込のてびき

申請書に必要事項を記入のうえ、各種証明書類等を添付し、定められた期間内にお申込ください。

はじめに

本奨学金は、学習意欲がありながら、経済的な理由により専修学校高等課程で修業することが困難な方に対し、奨学金を貸与しています。貸与された奨学金は卒業後には返還していただきます。そして、その返還金は後輩のための修業資金として大切に引き継がれます。

これら制度の趣旨を十分にご理解いただいたうえで、ご利用ください。

1　申請書（第１号様式）関係

・本人及び保護者等の欄・・・本人が成人の場合は、保護者の記入は必要ありません。

・連帯保証人について　・・・修業奨学金の貸与にかかる債務を弁済できる能力がある保護者以外の方（原則、県内在住で貸与開始月の初日現在で65歳以下の返済能力のある成人の方）１名が必要です。

・入学希望の学校欄　・・・現段階での第１希望校を記載してください。

・通学予定欄　・・・　前述の学校に通学することになった場合を想定してご記入ください。

・他の奨学生制度の申込状況の確認欄　・・・日本学生支援機構（旧日本育英会）、学資金、母子父子寡婦福祉資金の修学資金、三重県社会福祉協議会修学資金を申し込んだ（または予定のある）方は本制度と同時に受けることができませんので、ご注意ください。

・貸与額　・・・　通学している学校の設置者別、自宅通学、自宅外通学別に次のとおりとなります。

修業支度費（入学時）	国公立　40,000円　又は　80,000円	
	私立　50,000円　又は　100,000円	
修業費（月額）	国公立自宅　18,000円	国公立自宅外　23,000円
	私立自宅　30,000円	私立自宅外　35,000円

・修業奨学金の振込口座欄　・・・貸与はすべて金融機関への振込にて行いますので、必ず記入する必要があります。

・世帯の状況欄・・・同一世帯に属する全ての方について、申請者本人から見た関係をご記入ください。　例）姉、弟など。長女、次男などではありません。

※同じ住民票には記載されているものの、同一生計である方（他県で下宿されている学生など）の場合は、特記事項欄に「別生計」等と記載してください。

なお、源泉徴収票等で扶養関係が確認できる方は同一生計とみなします。

※住民票には記載のないものの、同一生計である方（他県で下宿している学生など）がいる場合は、その方の住民票の写しも徴収し、この欄に記入してください。

・記名押印について・・・「本人」欄、「保護者」欄、「連帯保証人欄」は、それぞれ該当する本人が自署押印してください。

２　添付書類関係

（１）　在学証明書・・・　第２号様式より学校にて証明を受けてください。

（２）　住民票の写し（前述の「世帯の状況欄」にかかる記載も参照してください）

・同一世帯に属する（同一生計を営む）すべての者の住民票の写しを添付してください。

・有効とする日付は申込の日からみて、３ヶ月以内となっています。

・在日外国人の方については、住民票に代わる公的機関の証明書（登録原票記載事項証明書など）を添付してください。→市町村役場で発行されます。

（３）　所得証明書・・・同一の世帯に属する者の所得についての市町村長の証明書（前年分）を添付してください。前年の所得証明書の発行時期は市町村により異なりますが、例年遅くとも６月 10 日頃までには発行されます。

・就労者は全員必要です。

・無職、フリーター、主婦であっても所得証明書は必要です。

→　「働いていない」「０円」であることを証明するためです。

・「すべての者」とありますが、乳幼児・児童・学生の者については、所得に関する書類は必要ありません。

→　学生であっても就労している場合は必要です。

※　生活保護世帯、地方税法第２９５条第１項第２号及び地方税法第３２３条第１項による非課税者または減免者、のいずれかの世帯については、その証明書の添付をもって所得の証明書とします。

（４）　所得証明書以外の所得関連書類

・給与所得者にあっては、前年の源泉徴収票のコピーを添付してください。

・自営業者にあっては、前年分所得の確定申告書（控）のコピーを添付してください。

・年の途中で退職・失職した方にあっては、前年の所得証明書と現在無職であることの証明（職業安定所発行の　離職証明書・雇用保険受給資格者証、事業所長発行の退職証明書等）のコピーを添付してください。ただし、雇用保険受給中の者は雇用保険受給資格者証のコピーを必ず添付してください。

・年の途中で転職・就職した方のうち、給与所得者にあっては事業所等の給与証明書（給与明細書など）のコピーを直近の数か月分添付してください。賞与についても、支給月数や金額がわかっている場合は、それらがわかる書類を添付してください。なお、年の途中で自営業者等になった者にあっては現状の所得が証明できる書類を添付してください。

・母子（父子）家庭のうち、児童扶養手当を受給している方は、児童扶養手当証書等、受給期間、額のわかるもののコピーを添付してください。

・公的年金を受給している方のついては、年金振込通知書または年金改定通知書のコピーを添付してください。（いずれも６月頃には社会保険庁からはがき形式で送付されます。）

※公的年金等の源泉徴収票や課税証明書の「公的年金収入」欄には、非課税である生涯年金や遺族年金が計上されませんので、必ず上記の書類を添付してください。

審査について

提出いただいた申込書及び添付書類をもとに書類審査を行い、予約採用の可否を決定し、結果を申請者に連絡します。条件によっては不採用となることもあります。

なお、原則書類による審査をいたしますが、必要がある場合には聴き取りを行うこともありますので、ご了知ください。